

平成28年 第11回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成28年 7月14日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成28年7月14日

## 東京都教育委員会第11回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第41号議案及び第42号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

第43号議案

東京都立図書館条例の一部を改正する条例の立案依頼について

第44号議案及び第45号議案

東京都立図書館館則の一部を改正する規則外1件の制定について

第46号議案

東京都公立学校長の任命について

第47号議案

元東京都公立学校教員の退職手当支給制限処分について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 都立高等学校補欠募集の一層の活用・推進〔生徒の進路変更の希望に応え、再チャレンジを支援する仕組みの強化〕に向けて
- (2) 第3回東京都教科用図書選定審議会の答申について
- (3) 高校生元気アップスポーツ交流事業（地方創生事業）について
- (4) 東京都オリンピック・パラリンピック教育フェスティバルの開催について
- (5) 「いじめ防止対策推進法」第30条第1項に基づく報告について
- (6) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	木 村 孟
委 員	山 口 香
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	宮 崎 緑
委 員	大 杉 寛

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	堤 雅 史
教育監	伊 東 哲
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	初 宿 和 夫
地域教育支援部長	粉 川 貴 司
指導部長	出 張 吉 訓
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	安 部 典 子
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	浅 野 直 樹
指導推進担当部長	宇 田 剛
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
局務担当部長	廣 瀬 丈 久
（書記）総務部教育政策課長	岡 部 涉

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成28年第11回定例会を開会します。

本日は、報道関係は申込みはございません。個人は合計9名から傍聴の申込みがございました。傍聴の申込みを許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室していただいでください。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含め、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、山口委員にお願いします。

### 前々回の議事録

【教育長】 前々回6月9日開催の第9回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第9回定例会の議事録については、御承認いただきました。

前回6月23日開催の第10回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第46号議案及び第47号議案並びに報告事項（5）及び（6）については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

## 議 案

第41号議案及び第42号議案 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

【教育長】 第41号議案及び第42号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について、説明を都立学校教育部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について、第41号及び第42号議案資料を御覧ください。

まず、資料の1、改正内容です。（1）は、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づき、新しく設置する特別支援学校の名称と位置を定めるものです。

光明学園は、肢体不自由教育部門と病弱教育部門とを併置する特別支援学校で、位置は世田谷区松原六丁目38番27号です。学校概要は、お手元の資料3ページの別紙1を御覧ください。

続いて（2）です。下線の部分が改正箇所となります。水元小合学園は、既に知的障害教育部門を設置して平成27年度に開校したところですが、「東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画」に基づいて肢体不自由教育部門を設置します。学校概要は、お手元の資料4ページの別紙2を御覧ください。

また、光明学園の障害種別、課程及び学科を定めるものです。

次に、資料の2、都議会に付議する時期です。条例案について、平成28年第3回東京都議会定例会を予定しています。

最後に、資料の3、施行期日です。条例、規則ともに公布の日から施行します。

議案文及び新旧対照表は資料裏側にとじてございます。

説明は以上です。

【教育長】 本件につきまして、御質問、御意見はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。  
——〈異議なし〉——では、本件につきましては、原案のとおり承認いただきました。

第43号議案 東京都立図書館条例の一部を改正する条例の立案依頼について

第44号議案及び第45号議案 東京都立図書館館則の一部を改正する規則外1件の  
制定について

【教育長】 次に、第43号議案から第45号議案までの東京都立図書館条例の一部を改正する条例の立案依頼について外2件について、これらは全て都立多摩図書館の移転に伴う議案ですので一括で審議します。説明を局務担当部長、お願いします。

【局務担当部長】 第43号議案、東京都立図書館条例の一部を改正する条例の立案依頼、第44号議案及び第45号議案、東京都立図書館館則の一部を改正する規則外1件の制定について説明します。

本件は、東京都立多摩図書館が立川市から国分寺市に移転することに伴い、東京都立図書館条例の一部を改正する条例の都知事への立案依頼、東京都立図書館館則の一部を改正する規則及び東京都立図書館処務規則の一部を改正する規則の制定について、御審議をお願いするものです。

議案資料3ページ、報告資料(1)を御覧ください。東京都立多摩図書館の移転について、平成27年4月9日に教育委員会に御報告した際の報告資料を添付しています。

多摩図書館の移転について、概略を説明します。「1 移転の経緯」です。平成23年1月に、「都立多摩図書館の施設整備について」として、多摩図書館は施設の老朽化等により国分寺市泉町の所有地に移転すること、同じ建物内にある都民利用施設である多摩社会教育会館の機能の一部を移転後の多摩図書館に引き継ぐこと等の方針を教育委員会に御報告しました。その後、平成27年4月の教育委員会では、新多摩図書

館の開館は平成29年1月を予定していることを御報告しました。

「3 新多摩図書館のサービス展開」です。新多摩図書館のサービスや施設等の充実については記載のとおりで、移転に伴い、多摩図書館の開館時間は中央図書館に準ずるということを御報告しています。

また、右下の「多摩教育センター内の多摩社会教育会館の廃止」にあるとおり、多摩図書館に新たに設置するセミナールームについては、多摩社会教育会館の機能の一部を引き継ぎ、都民への貸出しを行っていくことも併せて御報告しています。

1 ページを御覧ください。議案の概要を御説明します。

「1 条例の立案依頼及び規則の制定」を御覧ください。この度の移転に伴い、関連する条例1件、規則2件の改正を行いますが、色別で記載しています。東京都立図書館条例の一部を改正する条例については、第3回都議会定例会に提案するため、知事宛での立案依頼を行います。また、東京都立図書館館則及び東京都立図書館処務規則については、それぞれ一部を改正するための教育委員会規則の制定を実施します。案文は後ろに添付しています。また、条例及び各規則の改正を行う事項等については、議案資料2ページに一覧で記載しています。

主な改正内容です。1点目、移転に伴い所在地が変更になるので、条例の位置に関する規定の改正を行います。2点目、新たに設置するセミナールームを都民にも貸出しを行うことができるよう、条例及び規則にセミナールームの使用承認手続外必要な事項について新たな規定を設けるものです。3点目、移転に伴い、図書館の開館時間を平日21時まで延長し、平日夜間の利用者サービスの向上を図るとともに、中央図書館と多摩図書館の開館時間を同じにすることによって、双方が持っている資料を活用したレファレンスをよりスムーズに行えるよう、開館時間に関する規定を改正するものです。

条例の施行日は、新たなセミナールームの予約開始が使用日の3か月前からという定めになることから、11月1日を施行日とする予定です。移転期間中も、現在地で開館し、一部資料の閲覧サービスなどを実施いたしますので、現在地での事業については、平成28年12月19日までは従前のとおりとすることを附則に記載しています。

「2 今後の予定」です。9月末に開会予定の第3回都議会定例会に、東京都立図

書館条例の一部を改正する条例を提案します。条例の提案時期を第3回定例会としたのは、先程も申し上げましたが、開館の3か月前に条例を議決、公布し、セミナーームの予約受付を開始させていただくためです。9月下旬の工事終了後、現多摩図書館から新多摩図書館へ所蔵資料の搬出など移転作業を開始します。平成29年1月29日に移転先の国分寺市で開館を予定しています。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 本件につきまして、御質問、御意見はございますか。

【遠藤委員】 館則の変更で、平日の開館時間が21時までとなっています。非常に良いことだと思いますが、これは図書館利用者のニーズを調査したとか、あるいは要望が出ていたのでしょうか。また、21時までとなるといろいろな面で負担も出てくると思いますが、どういう利用者が開館時間の延長によってメリットを受けるのか、どういう想定があったのか、調査した結果があれば教えてください。

【局務担当部長】 毎年、利用者の「利用実態・満足度調査」を実施していますが、多摩図書館における開館時間の延長を希望する自由意見が毎年10件以上ありました。また、平成27年度に調査した「教育モニターアンケート」においても、サービスの充実とともに、開館時間の延長についても賛成意見をいただいているところです。

また、2件目については、利用者の「利用実態・満足度調査」や「教育モニターアンケート」の中で、仕事が終わった後のビジネスの調査研究、大学が終わってからの試験勉強、調査、学習のため、開館時間の延長を希望する意見があったことから、ビジネス利用、大学における論文等の作成支援等がニーズとしてあったと考えています。

【宮崎委員】 図書館の役割が時代とともに変化して、かつてのように本を借りることよりも、むしろ情報拠点として様々な検索機能とか、情報交換の場として求められるようになってきたような気がします。レファレンス機能とか、いろいろな意味でのコーチングなどが世の中から要求されているような気がしていますが、その辺はどうなのか。新図書館は機能も変わって行って、資料に記載の特徴付けのほかにも特筆すべき機能があるのかどうか教えてください。

【局務担当部長】 多摩図書館は、マガジンバンクという雑誌の専門サービスと、児童・青少年の資料サービスを行っています。これらの資料提供以外に、オンライン



データベースサービスという、人文科学、自然科学などの学術的な資料のデータベースを30種以上、多摩図書館においても提供しているところです。また、これまで閉架だったところを、かなり開架にする予定で、例えば雑誌については約10倍の量で開架にいたします。そのような開架の資料を使いながら、レファレンスということで、調査研究を支援するための回答を、カウンター、あるいはeメールなども活用しながら実施しています。

新多摩図書館では、無料のフリーWi-Fiを最初から使えるようにしています。また、これからは学校現場でも図書館の資料を使って、例えばアクティブラーニングのような取組も必要になってきますので、今回、グループ閲覧室を新たに設置いたしまして、新しい図書館の姿も踏まえながら、多摩図書館で実現したいと思っています。

**【教育長】** ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。――〈異議なし〉――では、本件につきまして、原案のとおり承認いただきました。

## 報 告

- (1) 都立高等学校補欠募集の一層の活用・推進〔生徒の進路変更の希望に応え、再チャレンジを支援する仕組みの強化〕に向けて

**【教育長】** 次に、報告事項(1)都立高等学校補欠募集の一層の活用・促進〔生徒の進路変更の希望に応え、再チャレンジを支援する仕組みの強化〕に向けての説明を都立学校教育部長、お願いします。

**【都立学校教育部長】** 報告資料(1)を御覧ください。

都立高等学校では、主に中学校3年生対象の入学者選抜とは別に、高校入学後に将来の目標が変わって他の高校で勉強したいというような進路変更希望に対応できるように、補欠募集を実施しています。補欠募集に関しては、平成28年2月時点でまとめられた「不登校・中途退学対策検討委員会報告書」において、不登校・中途退学対策の具体的な方策の一つとして改善が求められているものです。

補欠募集について具体的に申し上げます。資料Ⅰの仕組みですが、転学と編入学の二つの仕組みをもって補欠募集としております。転学は、高校に在籍している生徒が引き続き他の高校の相当学年に入学することを意味しています。編入学は、高校入学後1学年以上の課程を修了し、一度退学した後に改めて第2学年以上に入学することを意味しています。転学・編入学する機会を設けて、年3回、学期ごとに試験を実施していますが、その概要を表にお示ししています。

補欠募集の受検から入学までの主な流れを御説明します。①の募集状況の確認ですが、他の高校に転学したいという希望がある生徒は、各高校の募集状況が発表になった時点で、保護者や高校の教員に相談しながら志願を希望する高校の検討を行います。そして、②の希望する高校への事前相談を行った上で受検をし、合格となれば、入学の時期に合わせて転学していくというのが③、④、⑤の流れです。また、不合格になった場合は、改めて保護者、高校の教員等に相談して、希望する学校を受検するような形になっています。

資料Ⅱの補欠募集の課題ですけれども、5点示しています。1点目、補欠募集の目的が明確でなかったことから、依然として高校では欠員が生じた際に実施する欠員補充と捉えている学校があります。2点目、中学校長会や進路指導担当教員対象の説明会、パンフレットを活用した補欠募集の制度や仕組みについて周知を行っていますが、まだ十分ではない状況です。また、3点目、昨年9月に実施した補欠募集の実態に関する調査結果等から、不合格者の多くが補欠募集の学力検査の点数が低く、受検した高校と受検者自身の学力にかい離がある。4点目、昨年度第2学期補欠募集の全日制課程の実施結果をまとめていますが、合格率は約35パーセントと合格者が少ない状況です。5点目、補欠募集の実施に当たって、志願者から過去の検査問題を提供してほしいという要望があった際の提供の仕方、選考の際の基準など、各高校での判断で対応している状況があります。このような5点の内容が明らかになっています。

そこで、これらの課題を解決して補欠募集制度を一層機能させる総合的な対策として、「補欠募集による中途退学防止サポートネット強化プログラム」を実施します。まず、補欠募集の理念を明確にしました。欠員を補充することだけでなく、高校入学後に将来の目標が変わり、他の高校で勉強したいなどの進路変更希望にも応えること

で、中途退学を未然に防ぎ、教育の機会を確保することとして、三つの視点で進めてまいります。

なお、理念については、既に各高校に配布していますガイドラインの6ページを御覧ください。中段に理念を明確に掲げていますが、具体的な方策として三つの策を講じてまいりたいと考えています。

A3の概要版を御覧ください。「1 補欠募集を受検しやすい環境を作る」です。毎年、都立高校に入学する都内の公立中学校3年生全員に「入学を希望する皆さんへ」というパンフレットを配っていますが、52、53ページに補欠募集についての案内をしています。中学3年生全員に配布するパンフレットに、都立高校の特色だけでなく、補欠募集制度についても記載します。この活用を図って、高校入学までではありませんが、進路変更の仕組みとして知っていただくものです。今後は、補欠募集の対象者である高校生に対して、リーフレットを作成・配布して周知してまいりたいと考えています。

次に、補欠募集の実施結果の公表です。昨年度の第2学期の補欠募集から既に実施していますが、補欠募集の透明性、周知という観点から、この点は今後も継続したいと考えています。

また、各高校の補欠募集で実施した学力検査問題等の積極的な情報提供にも努めてまいりたいと考えています。具体的には、過去に補欠募集を実施した高校が分かるように明示をしたり、志願者等から検査問題の請求があった場合の対応の仕方を明確にして、志願者の学校選びや合格に向けた準備等に活用しやすい環境を作っていきたいと考えています。

「2 都立高校共通ルールを確立して確実に実施する」です。補欠募集の課題の一つに、過去の検査問題の提供以外に、選考基準等についても、各高校の判断で対応している実態が分かりました。そこで、転学、編入学後の学習活動に付いていくことができるかという判断をする基準、あるいは応募資格の有無を判断する際の考え方について整理をして、全ての高校で補欠募集を適切に実施するための具体的な留意点をガイドラインとして示しています。

本日お配りしたガイドラインを御覧ください。表紙をめくり、目次でガイドライン

の主な構成が分かるかと思いますが、ⅠからⅣまでの四つの柱で構成されております。Ⅰでは、ガイドラインを策定した経緯。Ⅱでは、補欠募集の理念、補欠募集の活用推進を図るための取組。Ⅲでは、補欠募集の実態調査から明らかになった課題。Ⅳでは、補欠募集を適切に実施するに当たっての留意点等を掲載しています。

各高校では、転学・編入学後の学習活動に付いていくことができるかを見るために、学力検査を行っています。ガイドラインの25ページを御覧ください。「考え方」として整理をしたグラフ等がございますけれども、在籍生徒の定期考査の得点分布で、上からA、B、C、Dの四つの層に分けてございます。この中で、受検者の学力検査の得点がC層以上に位置していれば転学・編入学後の学習活動に付いていくことができると判断することなど、考え方を示すことにしました。具体的には、今までは各学校によって、B層（平均点以上）でないと合格としませんという取扱いをしている学校もありましたが、そうではなく、C層の部分合格と位置付けてもいいのではないかとということで、具体的に示しています。また、C層とD層のボーダーにある者をどうしていくのかについて、24ページの下に、なお書きで書いていますが、「3教科全てがD層に位置している」という状況であっても、C層に近い位置である場合には「転学・編入学後の学習活動に付いていくことができる」とすることは、各学校の判断で可とすると書いています。

また、25ページの中ほど、合否については、転学・編入学後の学習活動に付いていくことができるかどうかという観点とともに、面接における転学・編入学後の学校生活への意欲等を含め総合的に判断するということで、これまでの「平均以上」などという一律の対応ではなく、子供たちが転入学後にきちんと学校生活に付いていけるかどうかを総合的に見た上でサポートしていこうということを都教育委員会から各学校にガイドラインとして示したものです。

こうしたものを既に各学校に周知してまいりまして、8月に実施します平成28年度第2学期補欠募集から適用してまいりたいと考えています。

A3の概要版を御覧ください。「3 適切かつ組織的な指導により生徒を支える」です。補欠募集制度について周知を図り、共通ルールを確立して実施しますが、肝心なのは、転学等に当たっての高校での進路指導です。転学を希望する生徒や保護者の

思いを受け止めながら、他の学校で学ぶ機会を継続できるよう、適切な指導を行うことが必要です。また、補欠募集を受検して、残念ながら不合格になってしまった生徒に対する組織的なケアや、転学をした生徒が新たな高校で円滑な学生生活を送り、学習を継続できるよう支援していくことも大切です。各学校において組織的な指導体制が構築できるよう指導してまいりたいと考えています。

以上のように、制度と指導の両面から取組を進めることで、補欠募集制度を必要とする生徒が必要なときに利用しやすい環境を整備するとともに、都立高校全体で子供たちを支え、学習の機会が継続できるようにし、補欠募集制度の一層の活用推進を進めていきたいと考えています。

説明は以上です。

**【教育長】** 本件につきまして、御意見、御質問はございませんか。

**【宮崎委員】** 常に補欠募集できるように、定員策定の段階からある程度余裕を持たせておくということですか。

**【都立学校教育部長】** 定員は就学計画に基づいて定めるものなので、余裕を持たせるということではなく、実際に合格を出すに当たっては、基準は大切ですが、必ずしも一律に線引きをするものではないと考えています。

**【宮崎委員】** 要するに、欠員を補充するための補欠ではなくて、より積極的にという理念は大変結構だと思いますが、欠員がなければ希望できないということではなくて、希望すれば必ず入れるように枠を作ってくれるということですか。

**【都立学校教育部長】** 極論になりますけれども、欠員というのが実は前提としてございまして、欠員が出たものに対して実施をする。つまり、欠員が出なければ、学校としてキャパシティの問題がありますので、一定の学習環境を整える上で、欠員が出ないと募集しないという考えを基本的には持っています。ただ、希望者に対して、募集をかけたときには、定員ということで一律に線引きをするものではございません。

**【入学選抜担当課長】** 募集人員の考え方について補足します。各高校では定員が決まっています。そこで、欠員が生じたときには、その欠員分を補充して実施するのが補欠募集です。もともと高等学校の生徒の募集人員の中に、転学を希望する生徒が一定程度いるので、もともとの募集人員の中に転学を希望する方の転入学者特別枠を

設けています。さらに、欠員が生じた場合は、重ねて数を増やして募集をしていくという考え方があります。例えば普通科、総合学科、専門学科に、平成28年度第2学期の補欠募集であれば、既に295名の転入学者特別枠を設けており、更に欠員があった学校はプラスして募集しているという状況ですので、中途退学しなくても一定数は転学のための枠は最初から用意してあると考えていただければと思います。

**【遠藤委員】** 学び直しの機会を幅広く提供するという意味で非常に良い試みだと思えますけれども、裏返すと、現在が非常に不十分だということで、補欠募集の課題にあるように、現状としては、依然として欠員が生じた場合の補充だと多くの高校の校長が思っているというように認識してよろしいですか。

また、補欠募集の制度や仕組みが周知されていない。現実問題として、中学生、高校生で学び直しを求めている子供たちに周知されていないと認識していいのですか。逆に言うと、資料に示されたような解決策に具体的に取り組まなければいけないという位置付けにあると認識していてよろしいでしょうか。

**【都立学校教育部長】** はい。そのように捉えています。ガイドラインの2ページ目に都民から寄せられた苦情を明確にしていますが、東京都の認識として、不十分という課題を踏まえて対策を考えました。

**【遠藤委員】** もう1点、高等教育機関の場合、高齢者の学び直して大学や専修学校等に入るというケースがありますが、都立高校の補欠の場合、年齢制限はあるのでしょうか。

**【入学選抜担当課長】** 年齢制限はございません。特に、学び直しをしたいという高齢の方も応募することはできます。あくまで全日制課程、定時制課程、それぞれの応募資格に合致していれば応募することができ、特に年齢制限は設けていません。中には、既に高等学校を卒業しているけれども、改めて高等学校で学び直しをしたいという方もいらっしゃいます。その際には、卒業した同じ学校に入学することはできないという規定はございます。ですから、工業高校を卒業した方が、もう一度高等学校で学び直したいという場合は、卒業した工業高校ではなくて、普通科でと学科を変えて再入学することは可能となっています。

**【宮崎委員】** 大変良いことだと思うのですが、理念が後ろ向きというか、どのよ

うにして救うかというところに力点があるような気がするのです。今日的に言うと、例えば海外の学校と行き来するとか、日本国内でも流動性が高くなっていると思いますので、より積極的に子供の能力を伸ばすための受け皿としてこの制度を活用していくという前向きの部分も、退学や不登校防止のためだけではなく、積極的な部分も理念に盛り込んでいただけたらと思いました。

【都立学校教育部長】       ありがとうございます。今後の課題とさせていただきたいと思います。

【木村委員】       A 3 資料の下段、「補欠募集の実施結果」で、募集人員の括弧内の数字は島しょの高校の募集人員を除いたものとなっていますが、これは島しょの高校でかなり欠員が出ていると解釈してよろしいですか。そうであるとすれば、その理由は何でしょうか。

【入学選抜担当課長】       これは平成27年度第2学期の補欠募集の結果ですが、第1学年は募集人員613人で、括弧内が298人になっています。そこでは、実際に島しょの学校で、普通科で6校227名、併合科で3校88名、合計315名の募集を行いました。実際に応募もゼロだったので、合格率を出すときには、島しょの学校での募集人員315名を引いた形で合格率を出しています。今、御指摘のとおり、島しょの学校では、募集人員を定めていますが、実際に合格して入学手続をする生徒は少ないので、空きがあるということです。ここではその分を引いているということです。

【木村委員】       分かりました。学び直しの機会を作るのは大変良いことだと思いますが、A 3 資料の右側、「補欠募集の理念」でネガティブな箇所が二つあります。一つは、「欠員を補充することだけでなく」というのは理念としてはいかがでしょうか。もう一つ、「中途退学を未然に防ぎ」というのも設置者の方からのメッセージですね。子供たちに対するメッセージを出すときには、学び直しのチャンスだというイメージが強くなるように工夫をすべきではないかと思います。御検討ください。

このシステムは既に長く実施されていて、トータルすると多くの生徒が再チャレンジをしていると思うのですが、その生徒たちが入学後どうなったかというフォローアップ調査は実施しているのでしょうか。

【都立学校教育部長】       理念の部分については、引き続き検討したいと思います。

【入学選抜担当課長】 現在、補欠募集で転学・編入学をした生徒について、入学後の状況については各高等学校で把握しているという状況はありますが、東京都として一人一人の生徒の状況について把握をすることは行っていません。

【木村委員】 大変だと思いますが、是非実施していただきたいと思います。それによってこのシステムが機能しているかどうか分かりますので、よろしくお願ひします。時間が掛かることは承知しています。

【大杉委員】 今回の案は非常に良いと思いますけれども、一つは、実際に受検する生徒から見て、予測可能性を高めていくということが一番大切だと思います。どうしても欠員が出てくるでしょうけれども、おおよそどれくらいの枠で例年きているのが生徒や保護者、指導する学校側からも分かるような情報の出し方を御検討いただければと思います。

2点目は、欠員補充というのは学校側の事情で、「補欠募集」という名称で良いのかどうか。「補欠募集」では欠員補充としか思われなかつたかと思うので、「再チャンレジ募集」など、前向きに聞こえるようなネーミングを御検討いただきたいと思います。

【都立学校教育部長】 ありがとうございます。既に中学生に配布しているパンフレットにも「補欠募集」と銘打っていますが、御指摘の視点もありがとうございますので、今後検討させていただきたいと思います。

【教育長】 その趣旨は内部の議論でも検討しまして、副題を付けているのはそういう意味ですが、更にこの制度の在り方を子供たちに周知していくという点では御指摘のとおりだと思いますので、今後検討させていただきます。

【山口委員】 1点質問ですが、在籍している学校から他の学校にチャレンジしたいというケースがあると思いますが、合格率を見ると、不合格になるケースもあるわけで、その場合は在籍校に居残ることがあるということですね。このときに、例えば最近は大学でも企業でも、自分と合わなかつたからチャレンジしたいということがあると思うのですが、そのときに、不合格だつたから戻ってくるわけです。教員たちにも相談していて、もう合わないと言っていたけれども、またここに戻らなければいけないというときの生徒のガツカリ感というか、チャレンジしたことを周りも知っているわけですが、その辺りのフォローというか、試験を受けるということは同級



生などには知られずに受検できるのか。どれくらいの教員が知っているか、その辺が意外に難しくて余計にいつらくなってしまう可能性もなきにしもあらずですから、その辺りは是非配慮をお願いできればと思います。

**【都立学校教育部長】** ありがとうございます。チャレンジのチャンスは概要版にもあるとおり、第1学期、第2学期、第3学期と3回あります。以前は、転学をして1回合格したら、次のチャレンジの機会はないという仕組みでしたが、今回はそこを緩めてチャンスを広げています。

もう一つ、不合格になった場合の対応ということで、ガイドラインの22ページに、ケアが必要なケースを考えています。在籍生徒が補欠募集に出願し、不合格になった場合の対応についてということで、例えばスクールカウンセラーの活用とか、スクールソーシャルワーカーが既に制度としてありますので、このようなものをフルに活用したいと考えています。知られたくないというのも配慮が必要な対応だと思っています。このようなことから、生徒個々の対応をしっかりしていくよう、ガイドラインでも示しています。

**【山口委員】** 学力検査と面接等で、補欠募集の基準を設けているとのことですが、面接が非常に重要になってくると思います。配点等も、フォローアップ調査で把握したその後の状況を参考にしながら、面接や学力検査に反映していくことが重要になってくると思うので、よろしくをお願いします。

**【都立学校教育部長】** フォローアップ調査は重要だと考えています。

**【宮崎委員】** 補欠募集の対象は、都立から都立ですか。私立から都立を希望する方も受け入れるのですか。

**【入学選抜担当課長】** 都立高校の補欠募集については、都立高校生が都立高校というだけではなくて、もちろん国立とか私立高校に在籍し、何らかの事情があって進路変更を希望される方も対象にしています。中学生に配布しているパンフレットは、進学先が国立でも私立でも、都立高校ではこのような仕組みがあるということを知っていただき、もし高校入学後に何かあれば、この制度があったことを思い出してもらうために都内の公立中学校3年生全員に配布しているので、幅広く国立・私立の高校生も対象になっています。

【教育長】 ほかによろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

(2) 第3回東京都教科用図書選定審議会の答申について

【教育長】 次に、報告事項(2)第3回東京都教科用図書選定審議会の答申について、説明を指導部長、お願いします。

【指導部長】 報告資料(2)を御覧ください。第3回東京都教科用図書選定審議会の答申について、御報告します。

平成28年3月24日開催の第5回定例教育委員会において、平成29年度使用教科書採択に当たっての東京都教科用図書選定審議会に対する諮問事項について決定していただきました。

諮問事項は3点あります。1点目は、教科書の採択方針について。2点目は、教科書調査研究資料について。3点目は、使用教科書の採択についてです。1点目の教科書の採択方針については4月28日の教育委員会において、教科書調査研究資料については6月9日の教育委員会で報告させていただいた内容です。今回は、諮問事項の3点目、教科書の採択について、6月30日に開催された第3回東京都教科用図書選定審議会において御審議いただいて答申をいただきました。

別紙資料「平成29年度使用教科書採択について」は、平成29年度に都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科書採択の資料として適切であると認める。都教育委員会は、本資料はもとより、平成29年度使用特別支援教育教科書調査研究資料等を採択に当たっての資料とし、都教育委員会の責任と権限において、適正な採択を行うことという内容です。

平成29年度使用教科書採択については、別添の冊子を御覧ください。平成29年度使用特別支援教育教科書調査研究資料・一般図書660冊を載せたもので、これに基づいて、東京都教育委員会の責任と権限で適正に採択を行ってくださいという答申をいただいたところです。

具体的に、平成29年度使用教科書採択についての資料に基づいて説明します。

1 ページを御覧ください。今回の内容に入っているのは、平成29年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書採択です。中学校用教科書は、平成27年度に採択替えを行っており、平成28年度から平成31年度までの4年間使用する同一の教科書を採択することとなっています。したがって、平成27年度に採択した教科書と同一のものを採択することになっております。具体的には、資料の3ページ、4ページに、平成29年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）の採択一覧を採択案として示しています。

5 ページを御覧ください。「2 平成29年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書採択について」です。（1）の文部科学省検定済教科書のアの小学校教科書については、平成26年度に採択替えを行っており、平成27年度から平成30年度まで、同一の教科書を4年間採択することとなっています。このため、平成29年度使用教科書については、7ページ、別紙2の上段に採択の一覧を採択案として示しています。

（1）のイ、中学部の教科書についても、都立中学校等と同様に、平成28年度から平成31年度使用まで同一の教科書を4年間採択することとしています。このため平成29年度使用教科書については、7ページ、別紙2の下段に採択の一覧を採択案として示しています。

（2）文部科学省著作教科書は、障害のある児童・生徒が学習内容をより良く理解できるよう、障害種別に応じて、文部科学省が著作編集した教科書です。著作教科書については、文部科学省が作成する平成29年度に使用する特別支援学校用（小学部・中学部）教科書目録に登載されている全ての教科書で、具体的には9ページから16ページに平成26年度都立特別支援学校用（小学部・中学部）文部科学省著作教科書一覧を採択案として示しています。

続いて、（3）学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）についてです。一般図書とは、視覚障害のある児童・生徒が使用する点字版や拡大版の教科書で、具体的には17ページから22ページに示しています。

その他、児童・生徒の障害の状態によって、検定済教科書や著作教科書の使用が適切ではない場合に使用する絵本等の図書を示しています。絵本等の一般図書について

は、今年度、調査研究を実施して、6月9日開催の第9回定例教育委員会で報告しました、平成29年度使用特別支援教科書調査研究資料に掲載された660冊は、特別支援学校の児童・生徒にとって適切である図書として、23ページから46ページまで、教科書の項目を採択案として載せています。

説明は以上ですが、教科用図書選定審議会の答申に基づいて、平成29年度使用教科書について、7月28日の定例教育委員会で採択をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

### (3) 高校生元気アップスポーツ交流事業（地方創生事業）について

【教育長】 次に、報告事項（3）高校生元気アップスポーツ交流事業（地方創生事業）について、説明を指導推進担当部長、お願いします。

【指導推進担当部長】 報告資料（3）を御覧ください。高校生元気アップスポーツ交流事業について、御説明します。

これは、国の地方創生事業の考えに基づいた都の独自事業で、今年度からの新規事業です。目的は二つです。まず、東京都と地方都市の高校生が、スポーツ等を通して交流することにより、1点目は競技力向上を目指す。2点目は、都立高校生が地方都市の地場産業を学ぶとともに、伝統芸能や文化、地域貢献等を経験することにより、ボランティア意識を高めていく。この二つを目的としています。また、表題は「元気アップスポーツ交流事業」ですが、2点目の目的である伝統文化や芸能もあるので、実際には運動部だけではなく、文化部も参加しています。

概要です。今年度、東京都ではスポーツ特別強化校として都立高校23校を指定しています。この23校に募集を掛けたところ、そのうちの9校が手を挙げて、その中で二つから四つの部活が参加すると決めました。

実際に何をやるかということですが、1から5まであります。1の交流試合と合同練習、3の地場産業体験は、9校全て実施します。2の文化交流ですが、例えば和太鼓部が地元の太鼓団体と合同演奏会をしたり、4番目のボランティアは、演劇部が地元の小学生へ演劇を披露したり、5番目の地元との交流は、例えば合唱部が地元の合唱団と交流をしたり、そのような活動をする予定です。

期待される教育効果ですが、競技力の向上が一番ですが、加えて地方の文化や生活の学習や、地方の方々との絆作り、また、ボランティア意識の向上、このような効果を期待しています。

今後の予定ですが、7月に、事務局職員や高校の担当者が実地踏査を行ったり、県教育委員会を訪問したり、また、実際に高校の教員ともお会いしていますが、大変協力的な対応をいただいています。8月に7校、3月に2校実施しまして、その実施状況についても、事務局職員が視察します。そして、3月に事業成果を検証していきたいと思います。

一番下ですが、今年度の参加校は9校、生徒649名、教員46名です。左側の青色が8月に訪問する7校、右側の赤色が3月の春休みに実施する2校です。行き先としては、福島、長野、静岡が2校ずつ、宮城、山梨、群馬が1校ずつ、全て3泊4日で実施します。高校生にとって他県の高校生と試合ができる機会は少なく、非常に貴重な機会だと思います。また、全国的にも有名な、いわゆるスポーツ強豪校も練習試合を組んでいただいています。高校側も大変期待しており、高校が中学校向けに案内のパンフレットを作成する場面で、是非この取組を来年度、特色として記載していきたいという声も聞かれています。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

【宮崎委員】 大変素晴らしい企画だと思うのですが、受入校はどのような基準で選定されたのでしょうか。相手側にもそれぞれ事情があるでしょうから、うまくカウンターパートとして同じような内容の高校が選定されるとありがたいと思うのですが、どのように選定しているのでしょうか。

【指導推進担当部長】 選定につきましては、まず訪問する学校と部活が決まった

のですが、部活の生徒たち、顧問の方で、この県、市ならこの学校と是非対戦してみたいという希望で選定しました。

【宮崎委員】 割とすんなりと受け入れてもらえたのでしょうか。

【指導推進担当部長】 もちろん、それが合わなかった場面もあるのですが、かなり希望どおりに相手校も受け入れていただいています。

【山口委員】 私から1点。これは、おそらく予算を確保して東京都がイニシアチブをとって実施する事業だと思うのですが、未来永劫<sup>こゝろ</sup>続く予算ではないと思います。予算がなくなっても、高校主体で、生徒たち、あるいは保護者がお金を出しても交流を続けていけるような、各都市と高校自体がきちんと結んで、また、様子見の学校もあるかと思しますので、今後は実施方法を他の学校にも紹介して、そのような情報もデータとして蓄積していくと更に可能性が広がると思います。よろしくお願ひします。

【指導推進担当部長】 国の地方創生事業は、相手同士の協力関係の継続を重点に置いていますので、努力していきたいと思ひます。また、3月に事業の成果検証を各学校に広めて周知していきたいと思ひています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

#### (4) 東京都オリンピック・パラリンピック教育フェスティバルの開催について

【教育長】 続きまして、報告事項(4)東京都オリンピック・パラリンピック教育フェスティバルの開催について、説明を教育政策担当部長、お願ひします。

【教育政策担当部長】 報告資料(4)を御覧ください。東京都オリンピック・パラリンピック教育フェスティバルの開催についてです。

開催の目的としては、2016年リオ大会が閉幕の機会を捉えて、子供たちが体験や活動を通じて、オリンピック・パラリンピックについて学ぶ機会を提供するものです。また、東京都におけるオリンピック・パラリンピック教育の取組を広く紹介するとともに、今後の教育を加速させるための気運醸成を図っていききたいというものです。

概要ですが、都内公私立の児童・生徒を対象としておりまして、学校単位での参加をお願いしているところです。

日時・会場は、平成28年9月19日、都内2か所で開催します。1か所目は上野公園、2か所目は立川の昭和記念公園です。既に学校の方には参加申込みを依頼しており、その結果、参加人数を勘案して、上野公園の方は2回の開催を考えています。フェスティバル当日の9月19日午前中にリオでパラリンピックの閉会式がありまして、そのパブリックビューイングを同じ会場で実施します。このパブリックビューイングは、東京2020大会に向けたリオデジャネイロ2016大会関連イベント事業実行委員会が実施するものですが、それに引き続いて、同じ会場で実施していきたいと考えています。

内容としては、ステージイベント30分、障害者スポーツなどの競技体験90分を考えていまして、具体的な内容は「3 イベント内容（案）」に記載しています。ステージの方は、オリンピック・パラリンピアンからのトークショー。また、オリンピック・パラリンピック教育の取組の紹介や、子供たちによるリレーメッセージ、子供たちの代表によるオリンピック・パラリンピック教育への期待と決意の表明などを考えています。体験・展示の方は、せっかくの機会なので、オリンピック・パラリンピアン等による障害者スポーツなどの体験コーナー、オリンピック・パラリンピックを体感できる展示や、2020大会に関連する情報発信、各学校における国際交流の紹介展示などを考えています。

今回、このイベントを実施するに当たりまして、ボランティアを高校生に行ってもらおうと考えていまして、スポーツ体験コーナーの運営補助などに高校生のボランティアに参加していただければと考えています。

なお、このフェスティバルについては、大会組織委員会との共催で実施していきたいと思えます。

説明は以上です。

【教育長】 本件につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

## 参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

7月28日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 次回教育委員会定例会の開催は、7月28日木曜日、午前10時から、教育委員会室にて開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 ただいまの日程その他につきまして、何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前11時10分)